

福島県生活困窮者就労訓練事業認定要領

第1 目的

本要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び同施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、認定に必要な事項を定めるものとする。

第2 就労訓練事業の認定

1 認定の対象

認定は、事業所ごとに行うものとする。ただし、事業が一体的に実施されているなど、認定制度の趣旨に鑑み別々に認定を行う必要性が乏しいと判断される場合は、この限りではない。

2 認定申請

規則第20条に基づき、知事へ生活困窮者就労訓練事業認定申請書（規則様式第2号。）を提出する際は、以下の書類を添付するものとする。

- (1) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (2) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
- (3) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (4) 誓約書（様式1）
- (5) その他知事が必要と認める書類

なお、社会福祉法人、消費生活共同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、下記書類の添付を要さないこととする。

- ・ 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- ・ 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
- ・ 就労訓練事業を行う者の役員名簿

3 認定

知事は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式2）により通知する。

認定基準に適合せず、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式3）により通知するものとする。

4 認定情報の登録

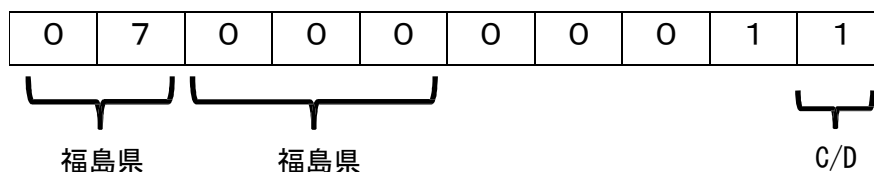
(1) 付番について

認定を行った事業所に10桁のコードを付すものとする。付番方法は以下のとおりとする。

- 1～2桁目 都道府県コード（全国地方公共団体コードの1～2桁を利用）
- 3～5桁目 実施主体コード（全国地方公共団体コードの3～5桁を利用）
- 6～9桁目 事業所番号（実施主体が付番）

10桁目 チェックデジット（モジュラス10ウェイト3方式）

福島県の事業所の場合



（2）認定情報の登録等

① 認定情報の登録

知事は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理する。また、後述のとおり、認定就労訓練事業者から事業変更や事業廃止の届出があった場合は、適切に認定就労訓練事業台帳を更新する。

② 登録情報の共有

知事は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう、認定就労訓練事業台帳に登録した情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、複数の都道府県知事等で協議を行い、それぞれが認定した就労訓練事業に関する情報を共有することも可能であること。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

第3 事業開始後の手続

1 事業の開始

認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができる。なお、生活困窮者、生活保護受給者を含め10名以上の定員を設け、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合（以下単に「第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合」という。）は、事業者は、当該事業の開始の日から1月以内に、知事に事業開始届を提出しなければならない（社会福祉法第69条第1項）。

なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付することとする。

2 事業の変更

（1）事業変更の届出

規則第22条に定める変更の届出は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事前届出事項については、様式5、事後届出事項については、様式4）により行うものとする。

なお、第2種社会福祉事業として認定生活困窮者就労訓練事業を実施している事業者が変更の届出をした場合、認定就労訓練事業者は、変更の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要であるため、必要に応じて、

その旨を伝達する。

(2) 認定情報の変更登録等

① 認定情報の変更登録

知事は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「変更登録」という）を行うものとする。

② 変更登録に係る情報の提供

知事は、当該変更登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の都道府県知事等で共有している場合は、当該変更登録に係る情報を提供する。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

3 事業の廃止

(1) 事業廃止の届出

規則第 23 条に定める廃止の届出は、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式 6）により行うものとする。第 2 種社会福祉事業として認定生活困窮者就労訓練事業を実施している事業者が廃止の届出をした場合、認定就労訓練事業者は、廃止の日から 1 月以内に、社会福祉法第 69 条第 2 項に基づく届出が必要であるため、必要に応じて、その旨を伝達する。

(2) 認定情報の廃止登録等

① 認定情報の廃止登録

知事は、認定就労訓練事業廃止届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「廃止登録」という。）を行うものとする。

② 廃止登録に係る情報の提供

知事は、当該廃止登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の都道府県知事等で共有している場合は、当該廃止登録に係る情報を提供する。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

第 4 認定就労訓練事業者からの報告徴収

法第 15 条第 2 項に基づく報告徴収を行う場合は、報告徴収書（様式 7）により行うこととし、認定就労訓練事業者に対しても文書により報告を求めるとする。

一方、これによりがたい場合は、口頭による陳述の方法をとる場合は、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。

なお、認定就労訓練事業者に対しては、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は罰則の適用がある旨を説明の上、報告徴収を行うこと。

第5 認定取消に関する留意事項

知事は、就労訓練事業者の認定の取消を行った場合は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式8）により、その旨を事業者に通知するとともに、認定就労訓練事業台帳の更新、管内自治体等への情報提供を行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年10月1日から適用する